

八戸市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市が発注する建設工事及び建設関連業務委託の入札による契約において、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算」とは、設計図書における単価の金額誤り、数量の違い、費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りをいう。

2 この要領において「金額の誤りが軽微である場合」とは、当初の設計金額と正しく積算し直した設計金額の差額が100万円未満(税込)で、かつ当初の設計金額の5パーセント以内である場合をいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札公告又は入札指名通知の発行をした後、開札前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であって、設計違算を訂正し、又は当該設計違算の契約上の取扱いを参加者に周知する等必要な措置を質問回答期限までに講ずることによって、公正な入札の執行が確保できると認められる場合は、入札を続行することができる。

(落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札後、落札決定までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札に係る手続を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、入札に係る手続を続行することができる。

- (1) 当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であること。
- (2) 落札候補者の決定に影響が生じていないこと。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札決定後、契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、入札に係る手続を続行することができる。

- (1) 当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であること。
- (2) 落札者の決定に影響が生じていないこと。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、相手方と協議し、当該契約を解除するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該契約の履行状況により、契約を解除し難い場合
- (2) 設計違算が軽微な場合で、かつ、落札者の決定に影響が生じていない場合

(公表された設計図書における誤り)

第7条 入札前に公表された設計図書における積算数量の不整合等、入札前に質問を行い確認可能であったと認められるものについては、第3条から第6条までの規定にかかわらず、第3条ただし書の規定による必要な措置が講じられたものとみなして当該入札に係る手続を続行するものとする。

2 前項の場合において、市及び相手方は、契約締結後に正しく積算し直した設計金額に基づく変更契約を締結するものとする。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び数値的判断基準の設定の誤りについて準用する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日以後に公告又は指名通知する入札より実施する。